

計議第370号議案

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

道路の変更

（京都市決定）

（3・5・130号宝池通他53路線の変更）

令和8年3月
京都市

1 都市計画道路の見直しの必要性

- 京都市では、都市計画道路の整備を着実に進めてきたが、財政上の制約等により、計画決定後100年近く経っても未整備の道路がある状況である。
- 道路整備予定地では、構造や階数等の建築制限がかかっており、土地利用計画に支障が出ている場合もあることから、社会情勢等の変化を踏まえた適時・適切な都市計画の見直しが求められている。
- このため、平成13年度、平成23年度に引き続き、本市で3回目となる全市見直しに向け、令和6年度から未整備である都市計画道路の存続又は廃止の検討を進めてきた。

2 見直し対象

京都高速道路を除いた全ての未整備路線を見直し対象とする。

		延長(km)	備考
計画路線		481.2	
整備済		360.2	整備率:75%
事業中		8.9	
未整備	京都高速道路 (関連路線を含む)	16.3	堀川バイパスの決定と同時に廃止する予定であり、 現在、廃止手続を保留している
	上記以外	95.8	⇒ 見直し対象

3 見直しの進め方

①見直し対象路線の現状把握とあわせて、未整備の都市計画道路が所在するエリアごとに課題を抽出



②これらのエリアの課題の解決に向けて、道路整備が「まちづくり」や「都市機能の強化」にいかに関与できるかといった視点から、整備優先度を設定



③今後想定される財政状況を踏まえ、道路整備が完了するまでの期間を考慮



存続

又は

廃止

の判断

4 整備優先度(グレード)の設定に当たっての視点(1)

未整備の都市計画道路が所在するエリアの課題を抽出したところ、以下の3つの課題に集約されたことから、これらの課題の解決に資する3つの視点を踏まえ、対象路線を区間ごとに分けたうえで、課題の解決に資する効果の高い順に4段階の整備優先度(グレード)を設定

課題1

: 土地利用の高度化が図られていない

コンパクト・プラス・ネットワークの考え方のもと、ポテンシャルのある駅周辺等に多様な都市機能が集積するまちづくりを進めているが、道路が整備されておらず、本来のポテンシャルを活かせていないエリアがある。

視点1

: 道路整備による土地利用の高度化への貢献

5 整備優先度(グレード)の設定に当たっての視点(2)

課題2

:都市の骨格形成がなされていない

幹線道路は、市街地形成機能や交通機能、環境・防災機能などを担っており、適正に配置されることで都市の骨格を形成するものであるが、道路が整備されておらず、都市活動に支障が生じているエリアがある。

視点2

:道路整備による都市の骨格形成への貢献

課題3

:都市構造上のボトルネックを有している

桂川渡河部やJR東海道線交差部をはじめ、大阪～滋賀間の都市間交通の主軸を担うべき山科・醍醐地域が山々に挟まれた狭隘な盆地地形であるなど、都市構造上のボトルネックを有している。

視点3

:道路整備による都市構造上のボトルネック解消への貢献

6 整備優先度(グレード)ごとの概算事業費と整備完了までの期間

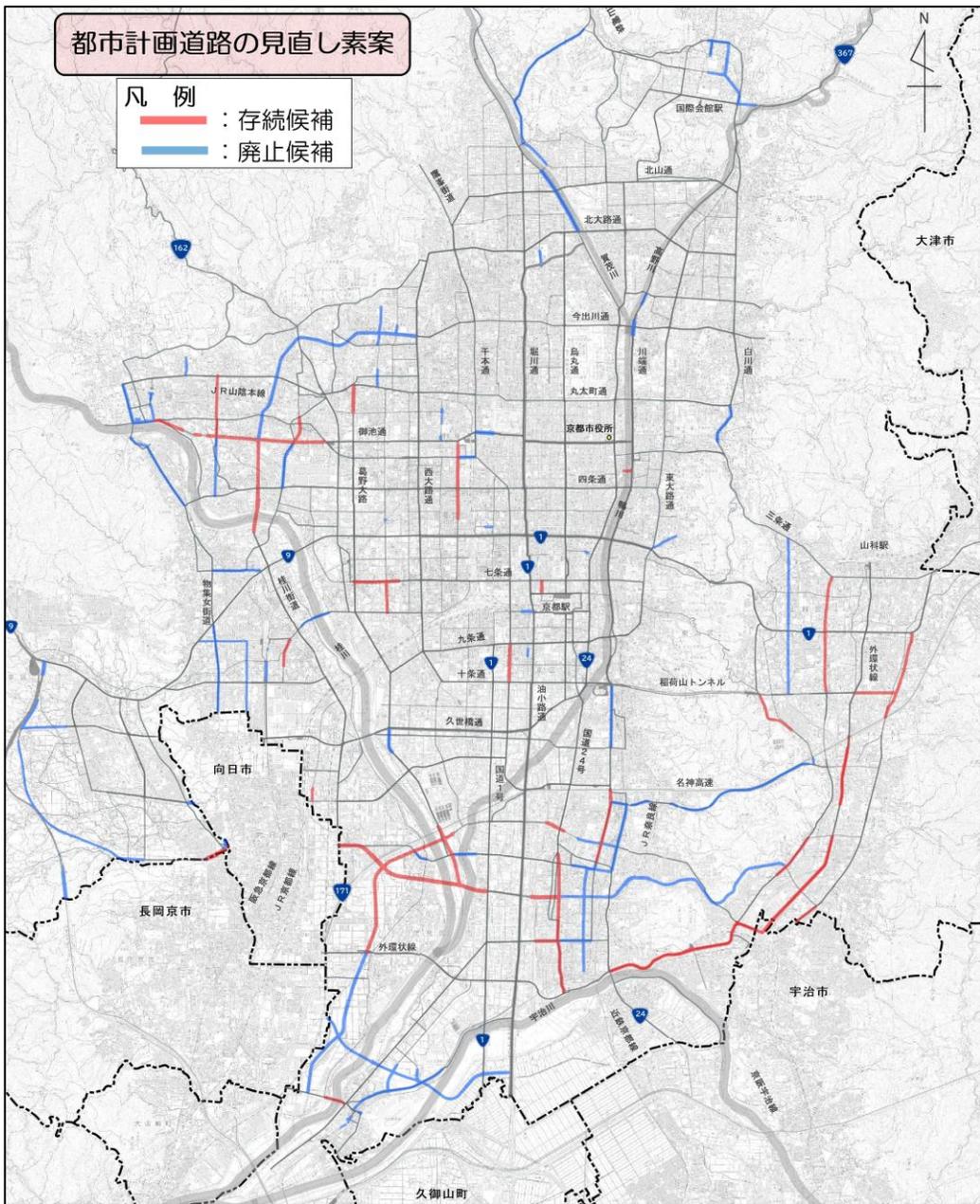
グレード④までの全ての未整備路線を整備する場合の概算事業費は、**総額約6,400億円**となり、これに年間事業費として20億円※を投入した場合には、**整備完了までに300年以上**、同じく年間30億円を投入した場合でも、**200年以上**を要することが想定(※ 近年の都市計画道路に関する概ねの本市事業費)

整備優先度	未整備延長		累計延長に係る 概算事業費	整備完了までの累計期間	
	グレード別延長	累計延長		年間事業費 20億円の場合	年間事業費 30億円の場合
グレード①	28.3km	28.3km	2,380億円	119年	79年
グレード②	7.5km	35.8km	2,990億円	149年	100年
グレード③	53.0km	88.8km	5,890億円	294年	196年
グレード④	7.0km	95.8km	6,420億円	321年	214年

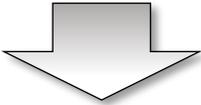


未整備路線の整備が完了するまでに要する期間について、今回の見直しでは、**概ね100年程度が妥当**と考え、**グレード①及び②を「存続」、グレード③及び④を「廃止」とする方針**とし、存続又は廃止の候補を示した「見直し素案」を作成

7 都市計画道路の「見直し素案」

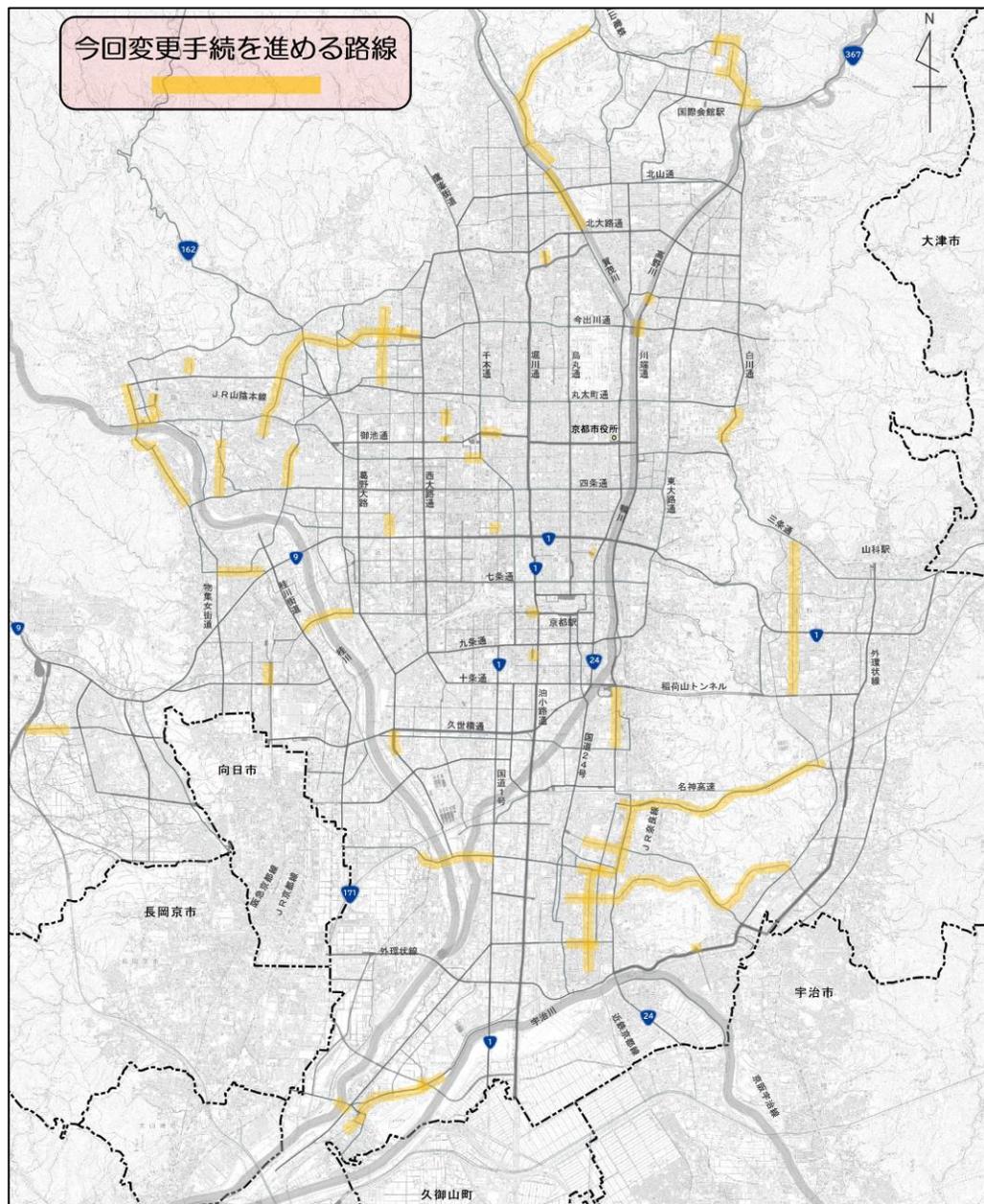


道路整備が完了するまでの
 期間を考慮した見直し素案



	存続候補	廃止候補
路線数	26	60
延長	35.8km	60.0km

8 都市計画道路の「都市計画変更案」



	路線数	延長 (km)	備考
素案における廃止候補	60 ※1	60.0	
今回変更手続を進めない路線	9	12.9	京都第二外環状線、外環状線、御陵山崎線、向日町停車場塚原線、向島神足線、横大路淀線、中河原北側道、中河原南側道、羽東師墨染線
	3	4.6	沓掛上羽線、伏見向日町線、清水坂道
今回変更手続を進める路線	50	42.6	※2

※1 重複する路線があるため、合計は一致しない。

※2 今回の変更手続に伴う見直し対象区間外の軽微な変更等を含むと、54路線45.2kmとなる。

9 個別路線の変更について(1)

(事例1)

全区間を廃止する路線

【代表路線：日ノ岡西野山線】

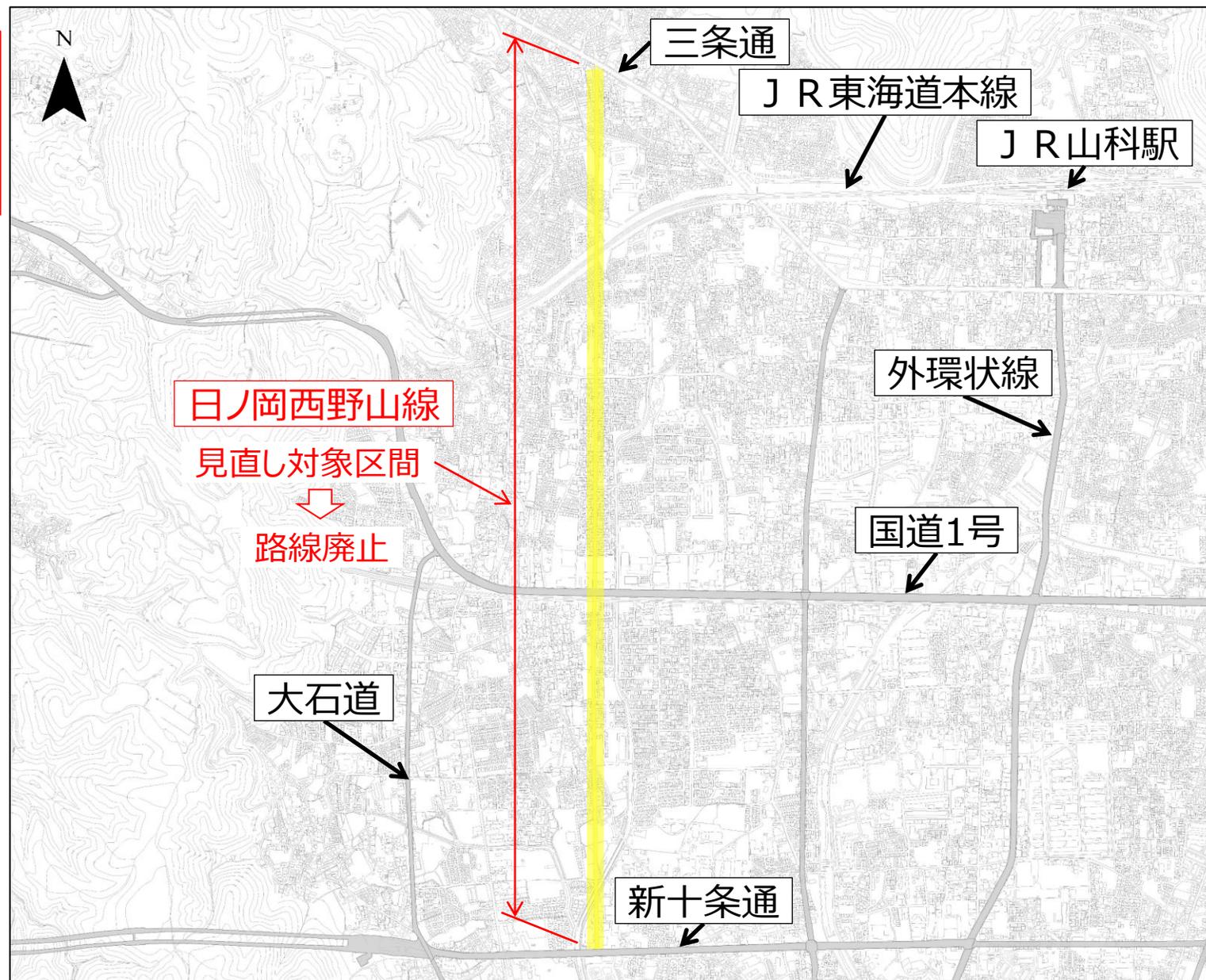
名称：Ⅱ・Ⅲ・63

日ノ岡西野山線
(変更前)



路線廃止

	廃止部分
	既決定



10 個別路線の変更について(2)

(事例2)

一部区域を変更する路線

【代表路線: 押小路通】

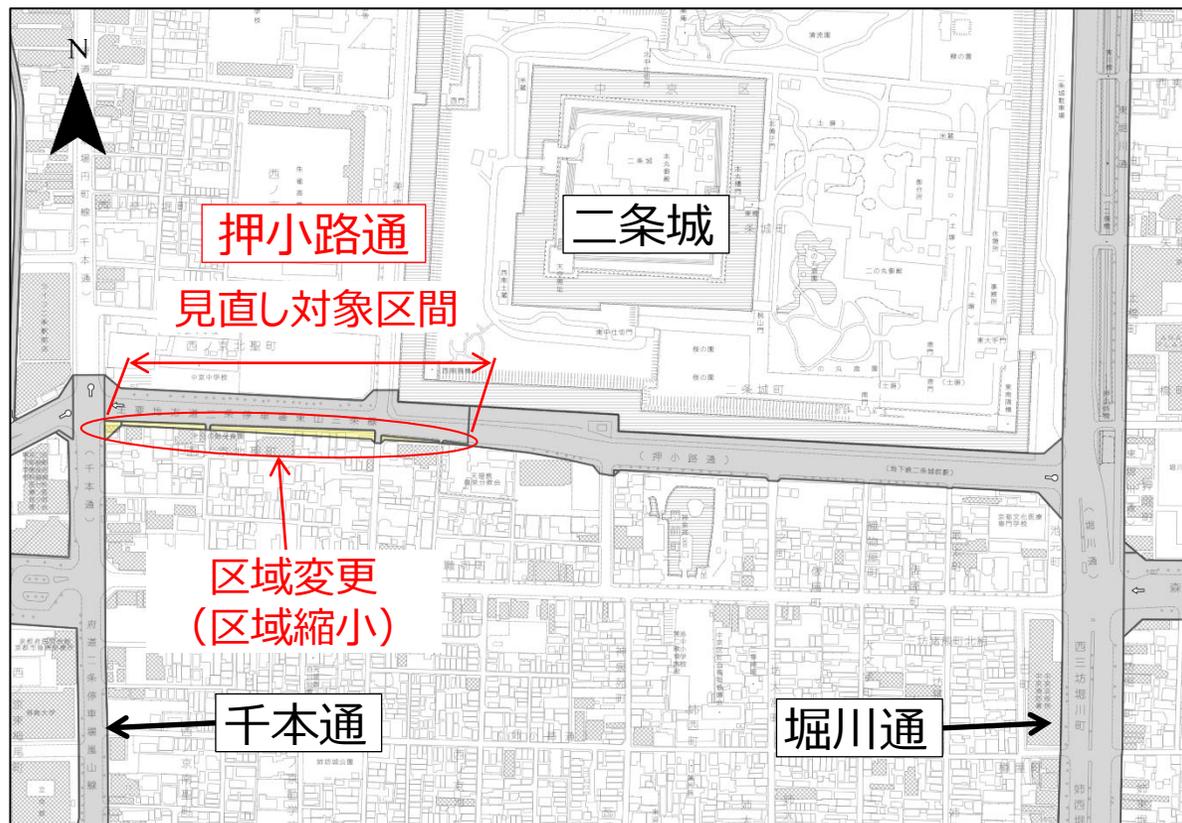
名称:

I・II・1 押小路通
(変更前)



3・2・195 押小路通
(変更後)

	廃止部分
	既決定



11 意見書の要旨

【都市計画変更案に対する意見の集計表】

意見の内容	件数
財政上の制約から、整備の目途が立たない都市計画道路を見直すことについては賛成する。 そのうえで、今後の人口減少や社会保障費の拡大等を踏まえると、道路整備事業費は縮小傾向にあると考えられることから、「グレード1」のみを存続とするべき。 また、新たに整備が必要となる路線については、今後追加決定する方針を明確に示したうえで、今回の変更手続きを行うべき。	1
集 計	1

(参考意見：今回の議案対象区間外)

意見の内容	件数
自宅が都市計画道路(存続区間)に面しているが、計画線の外側であるため、立ち退きはないと安心している。 道路整備の際は、自宅が立ち退きになることがないように計画通りに整備を進めるとともに、事前の丁寧な説明と周知をお願いしたい。	1
集 計	1